

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、1月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字岩沢字河原地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されております。</p> <p>北側に道路、その他の周囲は既存の資材置場に囲まれており、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字双柳地内で建設業を営む法人です。</p> <p>申請地に隣接する資材置場の雨水対策を強化するため、申請地を資材置場および調整池として敷地拡張したく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和2年1月6日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費に対し、自己資金にて対応するとのことに関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番

状況については大久保博司委員の説明のとおりです。  
以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

4番

この場所の前面道路は児童の通学路になっていると思いますが、安全面に問題はありますか。。

事務局

既存の資材置場の拡張ですので、問題ないと考えられますが、安全対策については改めて指導したいと思います。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、1月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畑字宮倉地内でございます。

農地の現況ですが、果樹が適正に管理されております。

北側に宅地、東側に道路、西側および南側に農地がありますが、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人の二人は娘と実母の関係にあります。

娘は、夫が所有する狭山市内の分譲マンションにて、夫と一人の子供の三人で生活しております。実母は狭山市内の賃貸住宅に一人で生活しております。

娘は以前から家庭菜園を営むことを希望しており、実母と同居することを予定していたことから家も手狭になるため、転居を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

なお、娘の夫が所有するマンションについては専任媒介契約済みです。飯能住まい制度としては18件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年1月6日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費等に対し、自己資金にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、1月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畑字宮倉地内でございます。

農地の現況ですが、果樹が適正に管理されております。

東側に道路、その他の周囲を農地に囲まれておりますが、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在青梅市の賃貸住宅にて妻と一人の子供で生活しております。

以前から家庭菜園を営みたく、職場の青梅市から通勤圏内にある土地を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては19件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年1月6日、同日農業委員会受付となっております。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費等に対し、融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第2号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後の効力が生じます。

整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。経営作物は、無農薬固定種野菜を中心に作付けしております。販路としては、複数の市内施設に卸しており、個人宅への販売もしています。

整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。経営作物は主に長ネギを作付けしております。販路としては、狭山市の製麺業者に全て買取りしていただいております。

整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。経営作物は、主にしそ、きゅうり、茄子、エダマメ、そば、小麦等を作付けしております。販路としては、飲食店へ卸しています。

整理番号4番の方は、利用権の設定の更新になります。経営作物は、主にニンジン、サツマイモ等の露地野菜になります。販路としては、各種商品小売業者へ卸しています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

2番

整理番号2の方は、当初の計画である販路先に出荷をはじめていますか。

事務局

出荷をはじめています。

2番

経営作物は長ネギのみですか。

事務局

主に長ネギを作付けしております。

議長

その他、何かございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第3号認定農業者の認定について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号認定農業者の認定について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項により、農業委員会の意見を聴くことが求められておりますので、提案するものです。</p> <p>今回の申請者は、経営人数3人で、主に経営作物として露地野菜を栽培しております。</p> <p>会計ソフトの導入により経営経理の合理化や、大型ハウスの設置等の生産方式の改善を目指しており、自らの農業経営を見直すことで、5年後の経営改善目標を計画され認定農業者の申請をされたものです。</p> <p>今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。</p> <p>次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合するものであるかですが、適合するものであると判断されます。</p> <p>また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。</p> <p>以上のことから、認定することで特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
推2番	<p>コンニャクが野菜に含まれているが、別立てで整備すべきかと思う。</p>



事務局	確認します。
2 番	改善計画の目標が5年間で達成できなかった場合はどうなりますか。
事務局	ペナルティがあるわけではありません。目標に掲げた改善計画を進めていくこと自体が重要となります。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。事務局より説明をお願いいたします。
	<b>【付議案件4「その他」に記載】</b>
議長	質問、意見等あればお願いします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上で、令和2年1月総会を閉会いたします。